

全人代

「中華人民共和国反不正当競争法（改正草案）」の 改正状況に関する全国人民代表大会法律委員会の報告

2017年9月5日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国反不正競争法（改正草案）」の改正状況に関する全国人民 代表大会法律委員会の報告

常務委員会第 26 回会議において、反不正競争法改正草案について初回の審議が行われた。会議後、法制活動委員会は、改正草案を各省、自治区、直轄市、中央の関連部門と一部企業、研究機関に印刷・発行して意見を求め、中国人大網サイトにて改正草案の全文を公開し、社会公衆から意見を求めた。法律委員会、財政経済委員会、法制工作委員会は合同で座談会を開き、中央の関連部門と一部企業、有識者に改正草案に対する意見のヒアリングを行った。法律委員会、法制工作委員会は北京、上海でも調査研究を行い、意見のヒアリングを行った。また、改正草案に関する問題について、財政経済委員会、最高人民法院、國務院法制弁公室、国家工商行政管理総局と意見を交換し、共同研究を行った。法律委員会は 7 月 28 日に会議を開き、常務委員会の構成メンバーの審議意見と関係各方面からの意見をもとに改正草案の各条項に対して審議を行った。財政経済委員会、最高人民法院、国家工商行政管理総局の関連担当者と國務院法制弁公室の関係者が会議に出席した。8 月 21 日、法律委員会は会議を開き、再び審議を行った。反不正競争法の改正草案にかかる主な問題の改正状況を下記のとおり報告する。

一. 改正草案第 7 条第 1 項では、「事業者は、財物又はその他の手段を用いて、取引相手又は取引に影響を与えうる第三者に賄賂を贈ってはならない」と定めた。第 4 項では、「本条第 1 項でいう取引に影響を及ぼしうる第三者とは、職権を利用し、取引に影響を及ぼしうるその他組織と個人をいう」と定めた。常務委員会の構成メンバー、一部の地方、部門から、『職権を利用し、取引に影響を及ぼしうる組織と個人』の範囲が不明確であるため、明確に線引きしてはど

うか」という意見が出た。また、「刑法は国家機関、国有会社、企業、事業単位、人民団体又は国家業務人員に対する贈賄、非国家業務人員に対する贈賄について規定を定めているため、本条で線引きする際、刑法の規定と連動させてはどうか」という意見も出た。法律委員会は、検討の結果、改正草案第7条の第1項と第4項を併合し、「事業者は、財物又はその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を獲得してはならない。

(一) 取引相手方の従業員。(二) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人。(三) 国家機関、国有会社及び企業、事業単位、人民団体又は国家業務人員。(四) 国家業務人員の職権を利用して取引に影響を及ぼしうるその他の組織又は個人」に修正することを提言した。(改正草案二次審議稿第7条第1項)

二. 改正草案第8条では、「事業者は、その商品について虚偽又は関連公衆の誤解を招く商業宣伝を行い、虚偽取引を行ってはならない」と定めた。一部の地方、部門、事業単位から「虚偽取引は、事業者が行う虚偽宣伝の一部に過ぎず、実務において、虚偽の取引量、取引額等を用いて宣伝を行うことで、消費者を引き寄せる目的を達している場合、虚偽宣伝として処分すればよく、単独で規制する必要はない」という意見が出た。法律委員会は検討の結果、「改正草案第8条の中の事業者は『虚偽取引を行ってはならない』という規定を削除する」ことを提言した。(改正草案二次審議稿第8条)

三. 改正草案第9条、第10条は、営業秘密の保護に関する規定である。その内、第10条は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員による営業秘密侵害の禁止及び国家機関の職員と弁護士、公認会計士等の専門職員の営業秘密保護の義務について規定を定めた。常務委員会の構成メンバー、一部の部門、企業から、「本法が規範化する主体は事業者であり、営業秘密の権利者の従業員、元従業

員は事業者には属さず、従業員、元従業員が営業秘密を侵害する行為について、権利者は他の法的手段を通じて救済を得ることもできる」という意見が出た。

「国家機関の職員、弁護士、公認会計士等の専門職員の営業秘密保護の義務についてすでに規定を定めた規定もあり、本法で繰り返して規定を定める必要はない」という意見も出た。法律委員会は、検討の結果、「改正草案第 10 条の前述の規定を削除する」ことを提言した。また、実務において営業秘密が権利者の従業員、元従業員が不法な手段を通じて取得した後も、一部の事業者は上述の状況を知っている又は知り得べきにもかかわらず、当該営業秘密を生産・販売活動に用いるという問題について、第 9 条で「第三者が、営業秘密が権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人により前項に掲げる不法な手段を通じて取得されたものであることを知っている又は知り得べきにもかかわらずそれを獲得、開示、使用した又はその使用を他人に許可した場合、営業秘密の侵害とみなす。」と更に明確にした。(改正草案二次審議稿第 9 条第 2 項)

四. 改正草案第 11 条では、「事業者は、商品を販売するにあたり、購入者の意思に背いて商品の抱き合わせ販売を行ってはならず、その他不合理な条件を付加してはならない」と定めた。常務委員会の構成メンバー、一部の地方、部門、企業、事業単位から、「抱き合わせ販売行為の規範化は、事業者が市場支配的地位を有することが前提であり、これについては独占禁止法（反壟断法）ですでに明文化されているため、本法で繰り返し規定を定める必要はない。また、市場支配的地位を有していない事業者については、自ら取引条件を設けることを許すべきであり、購入者が当該条件の受け入れを望まない場合、他の事業者と取引することを選択できる。これは正常な市場取引活動であるため、法が介入することは望ましくない」という意見が出た。法律委員会は検討の結果、この条項を削除することを提言した。

五. 改正草案第 14 条では、技術的手段を利用し、インターネット分野において従事する不正競争行為について列挙的な規定を設けている。常務委員会の構成メンバー、一部の地方、部門、企業から、「インターネット技術とビジネスモデルは変化が非常に速く、将来出現しうる不正競争行為を挙げきることは困難であるため、概括的規定と抜け穴防止のための条項を追加してはどうか」という意見が出た。法律委員会は検討の結果、「インターネット分野の不正競争行為について、従来の不正競争行為がインターネット分野で延長線上にあるものについては本法のその他の関連規定を適用して規制すべきである。一方、インターネット分野特有の、技術的手段を利用して行われる不正競争行為に属するものについては、概括的な列挙の形式で規制し、かつ抜け穴防止のための条項を追加し、実際上の必要性に合わせれば良い」と考えたため、改正草案の前述の上述の規定について、以下のとおり修正するよう提言した。1 つ目に、「事業者は、ネットワークを利用して生産・取扱活動に従事するにあたり、本法の各号の規定を遵守しなければならない。」と明確に規定する。2 つ目に、インターネット分野特有の不正競争行為に対して「事業者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与える又はその他の方法により、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げるたり、破壊したりする行為に従事してはならない。」という概括的規定を定める。3 つ目に、抜け穴防止のための条項を追加する。(改正草案二次審議稿第 12 条)

六. 改正草案第 15 条では、「事業者が本法第 2 条の規定に違反し、かつ本法第 2 章と関連法律、行政法規に明確に規定されておらず、競争秩序を著しく破壊し、確実に調査・処分が必要な市場取引行為は、国务院工商行政管理部門又は国务院工商行政管理部門と国务院の関連部門が合同で検討した上で、不正競争と認めるべきであるとの意見を提起し、国务院に報告し、決定を仰ぐ」と定

めた。常務委員会の構成メンバー、一部の地方、部門、組織、企業から、「不正競争行為は民事上の侵害行為であり、本法に明確に列挙されていない不正競争行為について認定する権限を行政機関に付与することは望ましくない」という意見が出た。法律委員会は検討の結果、この条項を削除するよう提言した。

七. 改正草案第 16 条では、監督検査部門が不正競争が疑われる行為を調査するときに講じる権利を有する措置について列挙的な規定を設けた。一部の地方、部門、企業から、「関連措置の実施に関する手続規定を追加してはどうか」という意見が出た。「財物の差押、押収と銀行口座の照会等の措置は、企業の生産・取扱活動に影響が非常に大きいため、当該実施条件について明確に規定すべきである」という意見が出た。法律委員会は検討の結果、この条項に「関連措置を講じるにあたり、監督検査部門の主要責任者に書面により報告し、承認を得なければならない。財物の差押、押収と銀行口座の照会を行う場合、市轄区を設置している市級以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない」という規定を追加するよう提言した。(改正草案二次審議稿第 13 条第 2 項)

八. 改正草案第 20 条では、「事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事賠償責任を負わなければならない」と定めている。一部の地方、企業、組織から、「民事上の損害賠償額の計算方法に関する現行法の規定に戻してはどうか」という意見が出た。「不正競争事件の中には、被権利侵害者が受ける損失又は侵害者が得る利益を確定しづらい案件もある。事業者の合法的な権益を保護するため、法定賠償額の規定を追加すべきだ」との意見が出た。法律委員会は検討の結果、民事上の損害賠償額の計算方法に関する反不正当竞争法の規定、すなわち、「不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失

を計算することが難しい場合、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。賠償額は、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。」という規定に戻すことを提言した。また、商標法、専利法の関連規定を参照し、知的財産権にかかわる混同、営業秘密侵害にかかわる不正競争行為について、法定賠償額の規定、すなわち、「権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが難しい場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき 300 万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す」という規定を追加した。(改正草案二次審議稿第 17 条第 3 項、第 4 項)

このほか、改正草案について字句の修正を行った。

2017 年 9 月 6 日 (水)